

## 木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会条例

### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の作成及び推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総合戦略の作成に関する事項
- (2) 前号に定めるもののほか、総合戦略の効果検証及び推進に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された住民
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から2年とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由が生じた場合は、委嘱を解くことができる。

4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員に事故があるときは、当該委員があらかじめ指名する者が当該委員に代わって会議に出席し、議事に参与し、議決に加わることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の庶務を処理するため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、総合戦略担当課に置く。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(会議の特例)

- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、会長が選出されるまでの間、第8条の庶務を処理する担当課長がその職務を代理する。